

野洲市地域計画策定

集落向けマニュアル

(令和5年9月29日時点)

野洲市環境経済部農林水産課

- 地域計画は全国一斉に進められている制度であるため、今後の状況に応じて制度が変更される場合があります。本マニュアルは作成日時点の情報に基づいていることをあらかじめご了承ください。
- 各種事業や他法令等への影響は多岐に渡るため、本マニュアルに記載しきれていない事項もあります。状況に応じて随時ご相談ください。

目次

- 1 地域計画と目標地図の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3-P.4
- 2 人・農地プランとの違い・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
- 3 野洲市地域計画の進め方とスケジュール・・・・・・・・ P.6
- 4 地域計画及び目標地図策定の具体的な進め方 P.7-P.15
- 5 地域計画及び目標地図の策定作業・・・・・・・・ P.16-P.17
- 6 目標地図と農地の賃借の仕組み・・・・・・・・ P.18-P.19
- 7 各種支援策・補助事業等・・・・・・・・ P.20
- 8 補足事項・・・・・・・・ P.21

Ⅰ 地域計画と目標地図の概要

(1) 概要

地域の皆様自身の話し合いを通じて、将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確化するもの。

⇒「農地利用」の地域計画といえるもの。

(2) 目的

全国的に農業者の減少が進む中で、利用する農地を守り、農業を効率的に営むことで、農地を次の世代へ着実に引き継ぐ。

(3) 背景

農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月施行）。

主な
改
正
点

地域計画の策定（人・農地プランの法定化）

農地バンク（滋賀県農地中間管理機構）を主体とした農地の集約化

担い手の確保・育成

(4) 目標地図について

地域（集落）農業の未来設計図となるもの。

- ・農地一筆ごとに、今後利用する農業者を示した地図。
- ・地域計画策定後は、この目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行うこととなる（目標地図に位置付けられただけでは、農地の貸借の権利設定が成立しているわけではありません）。

(5) 地域計画を策定するメリット

① 所有者のメリット

地域計画及び目標地図に位置付けられた担い手へスムーズに農地を貸すことができる。

② 担い手のメリット

地域計画及び目標地図への位置付けの有無や位置付けられた農地の面積が、補助事業等の要件や採択ポイントに影響することが見込まれるため、補助事業等の活用を進めることができる。

※現時点での補助事業等は P.20 をご覧ください。

③ 所有者、集落のメリット

農地の将来の担い手が明確になるため、耕作放棄地の発生を抑制できる。

など。

2 人・農地プランとの違い

(1) 現行の人・農地プランの概要

将来的に、誰が、どの農地で農業を営むかを集落ごとにまとめたもの。(次の①～④)

- ① 中心的な農業経営体(法人、個人、集落営農等。以下「中心経営体」という。)は誰か。
- ② 中心経営体にどのように(誰が、いつ、どのくらい)農地を集めるか。
- ③ 農地中間管理機構を活用するか。
- ④ 中心経営体以外の農業者(兼業農家、自給的農家)でどのように地域農業を営むか など。

(2) 課題

今後高齢化や人口減少の本格化が進むため、より具体的な農地利用の計画が必要。

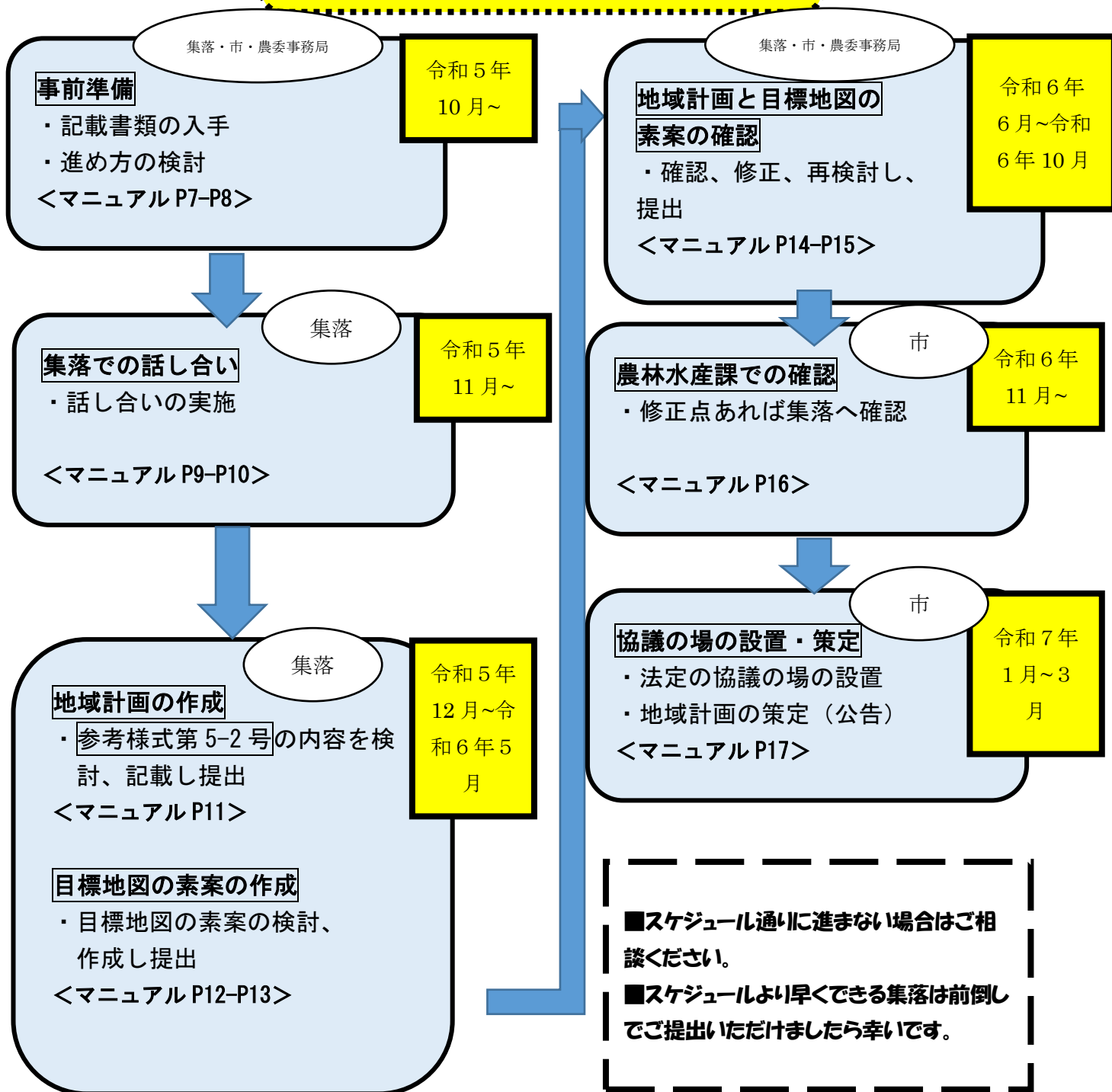
(3) 変更点

地域計画は目標地図の作成を通して、農地ごとの将来の農業者を決めることになる。

⇒人・農地プランに目標地図が追加されるイメージです。

3 野洲市地域計画の進め方とスケジュール

進め方のイメージ図



4 地域計画及び目標地図策定の具体的な進め方

(1) 事前準備(集落、農林水産課、農業委員会事務局)

すること:集落ごとの進め方の検討

実施者:集落の代表者(農業組合長等)

時期:令和5年10月18日以降

内容:次の①~④を実施してください。

① 農林水産課へお電話いただき、次の②~③を実施する日をご連絡ください。

※担当者が不在の場合もありますので必ず、事前にお電話をお願いします。

※②、③について来庁できない場合はご相談ください。

② 農林水産課から以下の書類を入手

- ・地域計画の参考様式第5-2号(電子データをご希望の方はお申し出ください)
- ・担い手の意向把握アンケート結果(滋賀県農地中間管理機構)
- ・現行の人・農地プラン

③ 農業委員会事務局から以下の書類を入手

- ・権利設定されている農地のリスト(集落毎)
- ・集落営農組織が耕作されている農地のリスト(集落毎)
- ・意向把握アンケート結果(現時点で集計中です。完成次第配布します)

④ 話し合いの実施時期、場所、参集メンバーの決定

・どこでどのぐらいの時期に話し合いを実施するかを決めてください。

(例) 令和5年11月中旬に自治会館等で実施 など。

・参集するメンバーを決めてください。

(例1) 農業組合長、農業委員、大規模な担い手

(例2) 農業組合長、農業委員、大規模な担い手及びその他の農業者、所有者、自治会長など。

※現在耕作している担い手や、集落を担当されている農業委員にはお声がけをお願いします。

本項目の Q&A

Q.1 集落ごとに進めるのはなぜですか。

A.1 野洲市では、地域計画の前身となる人・農地プランを集落単位で作成してきました。また、水利関係やブロックローテーションを集落で管理している場合もございます。他には、農地の権利設定(相対)の際にも、集落の農業組合長の同意をいただいている経緯もあるため、集落単位で進めることが効果的であると考えております。なお、複数の集落で地域計画を作成することを希望される場合は農林水産課までご相談ください。

Q.2 参集するメンバーはどのように決めたらよいですか。

A.2 今まで行っている集落の寄り合いのメンバーと担い手(入作者含)、農業委員が基本となりますが、農林水産課や農業委員会事務局から提供する各種書類をもとに各集落でお決めください。

Q.3 農業を営んでいない農地の所有者の意向はどのように確認すればよいですか(市外の方や高齢の方もおり、話し合いに呼ぶのは難しい)。

A.3 農業委員会事務局から提供させていただく、所有者の意向把握アンケート結果などを参考に、可能な範囲で所有者の意向も確認してください。

※実際に賃借の権利設定を行う際には、賃借申出書を記載いただきます。そこで、担い手と所有者双方が賃料等の耕作条件を調整の上、署名、押印いただくことになります。この段階で所有者の最終的な意向を確認できるものと思われま

(2) 集落での話し合い(集落)

実施者:集落

時期:令和5年11月～

内容:次の①～⑥を実施してください。

① 集落で話し合いを実施することを案内

・P.7(1)の④で決めたメンバーにお声がけください。

② 作成方針の説明・現況の把握など

・農林水産課及び農業委員会事務局からの資料を確認してください。

③ 今後の話し合いのおおよそのスケジュールの検討

④ 現在の権利設定の状況を確認し、集落の範囲を確認

・集落の地域計画及び目標地図の区域の検討

(ポイント)

・10年後も農地として活用していく場所を区域としてください。

・市街化区域は除きます。

⑤話し合いの際の注意点

・議事録を取るようお願いします。(日時、発言者、要点 など)

・既に集落で話し合いが行われていたり、今後の担い手を記載した独自の地図がある場合などは、是非それらの情報をベースにご検討ください。

⑥話し合う内容

・参考様式第 5-2 号の各項目について

⇒次ページ以降「(3) 地域計画(参考様式第 5-2 号)」に詳細があります。

・目標地図の素案について

⇒次ページ以降「(4)「目標地図の素案の作成」に詳細があります。

(3) 地域計画(参考様式第5-2号)の検討・記載(集落)

実施者:集落

時期(締切):令和5年12月~令和6年5月頃まで

内容:次の①を実施してください。

① 参考様式第5-2号の黄色部分を記載

・人・農地プランを参考に記載してください(人・農地プランがある集落)。

※人・農地プランと異なる内容でも問題ありません。

※記載する内容がわからない場合は農林水産課へご相談いただくか、一旦そのまま空欄でご提出ください。

本項目のQ&A

Q.1 地域計画及び目標地図は一度策定した後、変更できますか。

A.1 策定後であっても、集落の同意の上、諸手続きを経て問題がなければ変更が可能です。なお、法定の変更は年1回4月を予定しています。

Q.2 地域計画は集落でゼロから作っていかなくてはならないのですか。

A.2 既存の人・農地プランと共通する部分はそのままとすることもできます。また、目標地図は現況の権利設定のリストを農業委員会事務局から提供し、現在の担い手と異なる担い手が耕作する農地について記載いただく方法で進めますので、ゼロから作業していただく内容を可能な限り少なくなるように進めて参りたいと思います。

Q.3 地域計画及び目標地図は集約化(農地の分散ほ場を解消し、効率的に農業を行う)を必ず行わなければなりませんか。

A.3 最初から集約化された地域計画及び目標地図を策定することは難しいと思います。令和7年3月までに一旦地域計画及び目標地図を策定することで、集落での農地の集積・集約のきっかけとなることを目指しています。ただし、農地や集落ごとに、土壌、賃料、水利関係、所有者の考え方等が大きく異なる場合もあります。そのため集約化は集落として可能な範囲で進めていただくことがよいと考えております。

A.4 集落での話し合いが進まない場合はどうしたらよいですか。

Q.4 農林水産課までご相談ください。

(4) 目標地図の素案の作成(集落→農業委員会事務局)

実施者:集落

時期(締切):令和5年12月~令和6年5月頃まで

※令和6年5月頃までに農業委員会事務局へ提出

内容:別添の「地域計画に係る目標地図の素案作成について(農業委員会事務局作成)」をご覧ください。

① 目標地図とは

- ・おおよそ10年後(令和14年)の一筆ごとの農地利用の姿を示した地図。
- ・地域計画策定後は、目標地図に沿って農地の賃借を行うこととなります(目標地図に位置付けられただけでは農地の賃借はできません)。

② 作成の手順(例)

- ・農業委員会事務局から提供される、権利設定されている農地のリスト等に記載の担い手が今後も耕作が可能かを検討してください。
⇒今の契約の満期後、耕作(権利設定)することになる担い手を記載してください。
- ・担い手の変更される農地のみ、新たな担い手を記載してください。
⇒集落として集約化(農地の分散ほ場を解消し、効率的に農業を行う)を進める場合など、現在の担い手とは異なる担い手を位置付ける場合は、各担い手及び所有者の意向を十分に確認の上進めてください。
・決まらない場合は「未定」としていただいてもかまいません。

・自作地は、農業委員会事務局から提供される権利設定されている農地のリストには記載されていません。

⇒自作地の取り扱いについて

(権利設定(借地)されている農地あり、かつ自己所有の農地ありの担い手の場合)

担い手の所有する農地の内、自作地となっている農地は、原則その担い手の自作地として位置付けます(農業委員会事務局)。

(自己所有の農地のみを耕作している担い手の場合)

自家消費分のみ栽培ではなく出荷販売を行っている方などを、集落として地域計画及び目標地図に位置付ける場合は、権利設定されている農地のリストに追記してください。

なお、その方が引退される場合は次の担い手を追記してください。

※P.14(6)の項目で再度ご検討、ご確認いただけます。

本項目の補足事項

・最初から完璧な内容を目指さず、担い手を設定できる農地から始め、徐々に精度を高めていくイメージで進めてください。

・目標地図に位置付けられただけでは、農地の賃借の権利設定が成立しているわけではありません。権利設定するには、契約更新のタイミングで賃借申請書(所有者、担い手双方の署名押印が必要)を提出いただく必要があります。

・原則属地ベースでの検討をお願いします。

⇒農地の所在地と管理している集落が異なる場合や、集落で管理していない農地がある場合はご相談ください。

・一筆につき複数の担い手の候補者を記載することも可能です。

(5) 目標地図の素案の作成・提出（農業委員会事務局→農林水産課）

実施者：農業委員会事務局

時期（締切）：令和6年6月～7月頃

内容：

- P.12 の(4)で集落からご提出いただいたリストを基に農業委員会事務局が目標地図の素案を作成します。
- 作成されたものが農林水産課へ提出されます。
- 提出された目標地図の素案を集落へ提供します。

(6) 地域計画（参考様式第5-2号）及び目標地図の素案の確認・提出
（集落→農林水産課）

実施者：集落

時期（締切）：令和6年8月～10月頃

内容：次の①～③を実施してください。

①P.14 の(5)で提供される目標地図の素案の確認

- ・内容に誤りがないか。
- ・地図上で改めて確認すると、修正するべき部分がないか。

・権利設定がない農地は目標地図上では「自作地」 or 「未定」としてよいか。

※自作地のみので担い手が引退される場合などは、この時点で次の担い手を検討、設定することも可能です。

②P.11 の(3)で記載いただいた参考様式第5-2号の確認

・本項目の①の目標地図の素案を踏まえて修正すべき点がないか。

③地域計画(参考様式第5-2号)及び目標地図の素案の提出

・提出先 : 農林水産課

・提出物 : 地域計画(参考様式第5-2号)及び目標地図の素案

・提出方法 : 紙ベース※電子データでご提出される場合は事前にご相談ください。

・提出時期 : 令和6年10月頃(後日ご案内します)

・注意点 : 集落内で合意が取れている内容として提出してください。

5 地域計画及び目標地図の策定作業

(1) 農林水産課での最終確認

実施者：農林水産課

時期(締切)：令和6年11月～

内容：

- 集落からご提出いただいた参考様式第 5-2号及び目標地図の素案の内容を確認します。
- 必要に応じて修正します。その場合は集落へ確認させていただきます。

(2) 協議の場の設置

実施者：農林水産課

時期(締切)：令和7年1月頃

内容：

●農林水産課が法定の協議の場を設置

- ・参加者：農業者、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区の各代表者
- ・時期：令和7年1月頃
- ・内容：各集落の地域計画(参考様式第5-2号)及び目標地図と、それらを踏まえた、野洲市としての地域計画について協議を実施

(3) 公告手続き

実施者：農林水産課

時期(締切)：令和7年2月～3月頃

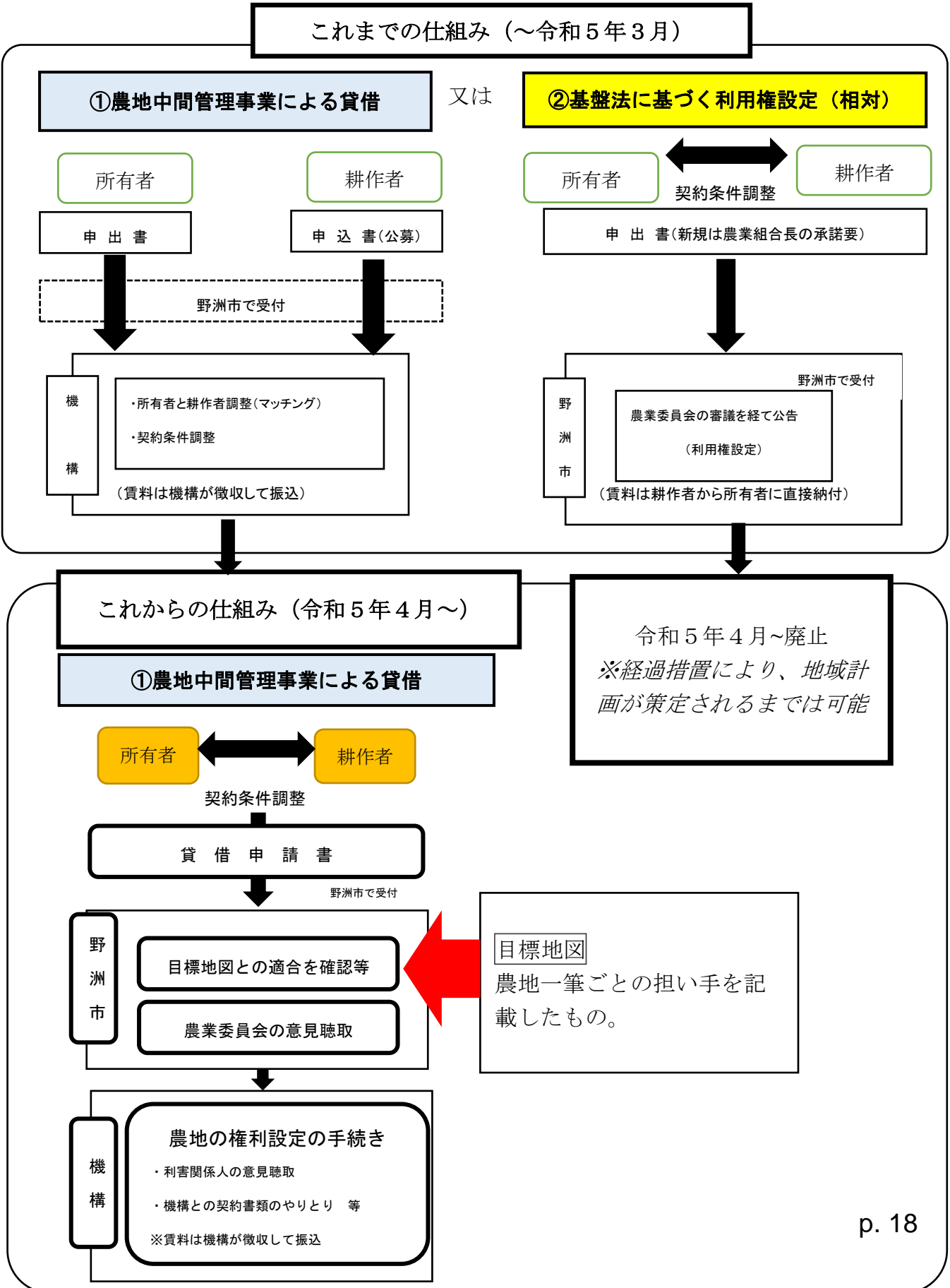
内容：

●地域計画の公告手続き

- ・関係機関への意見聴取
- ・必要に応じて集落へ説明
- ・地域計画の公告(2週間の縦覧期間)

●公告手続きは令和7年3月で1回にまとめて行う予定です。

6 目標地図と農地の賃借の仕組み



本項目の補足事項

- ・地域計画及び目標地図が策定されるまでの農地の賃借は原則利用権設定（相対）をご利用ください。
- ・補助事業等を活用するなどの理由で、策定前に機構を通じた賃借を行いたい場合は事前に農林水産課までご相談ください。
- ・地域計画策定後は、目標地図とは異なる担い手では権利設定できません。ただし、将来的に目標地図を変更することについて、集落の同意が得られれば、変更見込みとして受け付けることを予定しています。
- ・現在の権利設定はその種類（利用権設定（相対）、機構、JA転貸）に関わらず期間満了まで有効です。
- ・地域計画が策定（公告）された区域の農地は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の設定等（相対での賃借、所有権の移転）ができなくなります（＝機構を通じた権利設定に一本化）。

7 各種支援策・補助事業等

(1) 農地の集積・集約化への支援

地域計画の実現に向け取り組んでいる地区を対象とする支援措置

●機構集積協力金

⇒農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に
交付

(2) 担い手への機械・施設の導入支援

地域計画の将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置

●農地利用効率化等支援交付金

⇒機械や施設等の導入支援 など。

地域計画が要件となっている事業一覧は、農
林水産省ホームページに掲載されています。
(右の QR コードから読み取れます)



8 補足事項

●地域計画及び目標地図の区域はおおよそ 10 年後も農地として活用していく区域となります。したがって、開発を見込んでいたり、農地として活用しない農地は区域に含めないことも可能です。

※地域計画の区域外の農地が開発されるという意味ではありません。

※地域計画の区域の農地は原則農振除外ができなくなります。

●白地の農地を地域計画の区域に含めるかどうかは集落のご判断になります。

(白地の農地を区域に含める場合に想定される状況例)

・農振法に基づくと、「地域計画の区域は将来的に青地になる農地」、という扱いになります。その結果、現在白地である農地が、将来的に青地になるなど、開発等に一定の制限がかかる可能性があります。

(白地の農地を区域に含めない場合に想定される状況例)

・目標地図に位置付ける担い手がないこととなります。そのため、農地として貸すことを希望される場合、担い手を探す必要があります。

・担い手としては、補助事業等の要件等となる、地域計画の区域の面積に算入されないこととなる可能性があります。